

## 第1回地下水の適正な保全と利用に関する検討会 議事要旨

日時：令和8年3月9日（月）15：00～17：00

場所：中央合同庁舎3号館4階 幹部コーナー会議室1

議事概要：

事務局から資料の説明を行った後、意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

### 地下水の利用や現行の規制等に関する課題について

- 地下水の利用については、過剰な取水もまったくの未利用もそれぞれ課題があり、適正な利用の維持が重要である。
- 地下水の採取規制が実施されてから長期が経過しており、地下水位が高止まりしているところがある。どれくらいであれば有効利用できるのか、科学的なデータが整備されれば、自治体による地下水に関する環境保全と地域振興の両立の後押しになる。
- 目に見えない地下水の問題は日頃意識する事が少なく、外国人から買いたいとの話が来たなど、困った状況になって初めて、こんなに大切なものだったと気が付くものであることから、平時から考えることが重要である。
- 災害時における地下水利用は重要であり、災害時の地下水利用の事例を調査して、どう利用したか、うまくいった部分や課題が生じた部分を検証していくことが必要ではないか。
- 水田は重要な地下水涵養装置である。そのためかんがい期だけでなく冬場も水を張ることができれば安定した地下水供給につながる。
- 熊本県では地下水利用者が利用量と同量以上を涵養することを義務付ける運用を行っており、涵養の促進も重要である。
- 海外では、地球温暖化に伴う大規模な森林火災の発生が水循環に影響を与える可能性が示唆されている。国内でも近年大規模山林火災が頻発しており、今後重要な課題になる可能性もある。
- 塩水化について、長期的には気候変動による海面上昇により、沿岸付近で塩水が地下水に浸入する可能性も考えられるので、将来的な環境変化を踏まえた事前の対策が必要である。

○小規模な地方自治体では職員も少なく、地下水保全の技術や、条例等の規制に関する知見や経験がないという課題がある。また、規制については、施策展開の重要度に応じて温度差があり、またどこまで規制するか判断が難しく、一市町村で出来ることには限界がある。そのような状況に鑑み、規制等について国や県にある程度の方向性を示してもらい、市町村がついていくという形がとれれば小規模自治体の負担も軽減されるのではないか。

#### 今後の検討にあたっての視点について

○地下水は広域に跨っており、地盤沈下が発生したら元に戻らないため、予防が何よりも大事であり、予防に当たっては一元的な情報の把握や、問題が起きた時にストップをかける根拠が必要である。

○全国統一的な考え方による地下水採取の実態把握を進めるため、地下水情報の一元化（規格化）が必要である。

○地下水に関するデータや情報について、国土の基盤情報として国が主導して整備や保存を進め、エビデンスに基づく政策立案や国土管理につながるよう、データベース化していくことが重要である。

○個々の施設による地下水利用と、地域的な地下水利用全体がどうなっているかの兼ね合いも重要であり、地下水盆単位で総合的な地下水マネジメントが重要である。

○地下水の問題は専門性が高いことから、今後の制度設計においては、その安定的な運用を担保するため、情報や専門知識が集約されたガバナンスのハブを作っていくことも重要である。

○地下水の利用の規制については、憲法 29 条の財産権の保護との関係で、公共の福祉の観点から議論を深めるべきである。

○地下水を管理する組織のメンバーの高齢化など、こうした組織の持続可能性も課題である。